

公布された規則のあらまし

○佐賀県税条例の一部を改正する条例附則第7条第5項及び第6項の規定による様式を定める規則及び佐賀県税条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置を定める規則を廃止する規則（規則第30号）

- 1 佐賀県税条例の一部を改正する条例附則第7条第5項及び第6項の規定による様式を定める規則及び佐賀県税条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置を定める規則は、廃止することとした。
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（規則第36号）

- 1 この規則は、漁業法（以下「法」という。）第33条第2項の規定に基づき、特定水産資源の採捕の停止に関して必要な事項を定めることとした。（第1条関係）
- 2 知事が法第33条第2項各号のいずれかに該当すると認める旨の告示をしたときは、当該各号に定める者は、当該告示をした日の翌日から同日の属する管理年度の末日（当該告示において期間が定められた場合にあつては、当該期間の末日）までの間、当該告示に係る特定水産資源の採捕をしてはならないこととした。（第3条関係）
- 3 2の規定にかかわらず、知事が2の告示に係る場合に該当しなくなつたと認める旨の告示をしたときは、2の告示に係る者は、当該該当しなくなつたと認める旨の告示をした日から2の告示に係る特定水産資源の採捕をすることができることとした。（第3条関係）
- 4 この規則は、令和3年4月1日から施行することとした。
- 5 佐賀県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則を廃止することとした。